

◎淀川右岸水防事務組合議会
定例会の回数に関する条例

制 定 昭 3 5 . 3 . 2 3 条 例 1

淀川右岸水防事務組合議会定例会は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。